

○熊本市附属機関設置条例〔人事課〕

平成19年3月13日

条例第2号

改正 平成19年7月2日条例第53号

平成20年3月18日条例第2号

平成20年12月24日条例第124号

平成21年3月26日条例第5号

平成21年3月26日条例第15号

平成21年9月18日条例第35号

平成22年3月8日条例第5号

平成23年3月17日条例第3号

平成24年3月22日条例第2号

平成24年6月19日条例第63号

平成24年12月26日条例第117号

平成25年3月27日条例第1号

平成25年6月24日条例第29号

平成25年10月4日条例第41号

平成26年3月25日条例第35号

平成26年6月24日条例第49号

平成26年10月7日条例第52号

平成26年12月26日条例第83号

平成27年3月6日条例第36号

平成27年7月3日条例第50号

平成28年3月24日条例第7号

平成28年5月18日条例第55号

平成28年6月10日条例第57号

平成28年9月27日条例第64号

平成28年10月14日条例第67号

平成28年12月20日条例第68号

平成29年3月24日条例第4号

平成29年9月22日条例第42号

平成30年3月26日条例第4号  
平成31年3月8日条例第3号  
令和元年7月2日条例第2号  
令和2年3月24日条例第4号  
令和2年6月24日条例第43号  
令和3年3月24日条例第32号  
令和3年6月25日条例第59号  
令和3年9月27日条例第71号  
令和4年3月24日条例第3号  
令和4年6月29日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平21条例5・一部改正)

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。

- (1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの
- (2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの

(平22条例5・平28条例68・一部改正)

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

(平22条例5・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(熊本市環境基本条例の一部改正)

- 2 熊本市環境基本条例(昭和63年条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市制100周年記念人づくり基金条例の一部改正)

- 3 熊本市制100周年記念人づくり基金条例(平成元年条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市エンゼル基金条例の一部改正)

- 4 熊本市エンゼル基金条例(平成6年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市スポーツ振興基金条例の一部改正)

- 5 熊本市スポーツ振興基金条例(平成12年条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市美術品等取得基金条例の一部改正)

- 6 熊本市美術品等取得基金条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成19年7月2日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年3月18日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第124号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月18日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び次項の規定(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)別表に行政区画等審議会委員の項を加える改正規定に限る。)は、規則で定める日から施行する。

(平成21年9月18日規則第68号で平成21年9月24日から施行)

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成22年3月8日条例第5号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表に24の項を加える改正規定 平成22年3月23日
- (2) 別表18の項の改正規定(「市長」を「交通事業管理者」に改める部分に限る。) 平成22年4月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日

附 則 (平成23年3月17日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月19日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成24年12月26日条例第117号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成25年3月27日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成25年10月4日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成26年6月24日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月7日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日条例第83号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日条例第36号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月3日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月18日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月10日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月27日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月14日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月20日条例第68号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月24日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1の表に次のように加える改正規定（65の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月22日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第4号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1の表65の項の改正規定（同項を62の項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月8日条例第3号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月24日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第32号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月27日条例第71号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表

（平28条例7・全改、平28条例55・平28条例57・平28条例64・平28条例67・平28条例68・平29条例4・平29条例42・平30条例4・平31条例3・令元条例2・令2条例4・令2条例43・令3条例32・令3条例59・令3条例71・令4条例3・令4条例26・一部改正）

#### 1 市長の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市予防接種健康被害調査委員会	本市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理について調査する。
2	熊本市衛生検査精度管理専	衛生検査所の検査精度の質的向上に関し必要な事項を

	門委員会	協議する。
3	熊本市公共事業評価監視委員会	本市における公共事業の評価について審議する。
4	熊本市救急災害医療協議会	救急時の迅速かつ円滑な医療体制の整備及び大規模災害時における医療の確保を図るため、必要な事項を協議する。
5	熊本市医療安全推進協議会	患者・家族からの相談等に適切に対応するため、医療の安全に係る相談業務の活動方針及び医療安全対策の推進について協議する。
6	熊本市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの中立・公正な運営を図るため、地域包括支援センターの設置、運営等に関し必要な事項を審議し、適正な事業実施について協議する。
7	熊本市地域密着型サービス運営委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく必要な措置を講じ、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため、必要な事項を審議する。
8	熊本市暴力団等排除措置に関する審査会	熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除のため、必要な照会等に関する事項を審査する。
9	熊本水遺産委員会	熊本水遺産登録制度の円滑な運営を図るため、必要な事項を協議する。
10	熊本市入札等監視委員会	入札その他の契約手続における公正性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、必要な事項を審議する。
11	特別史跡熊本城跡保存活用委員会	熊本城の整備及び活用について必要な事項を審議する。
12	熊本市行政区画等審議会	区の編成等に関する事項を審議する。
13	熊本市農水産業計画推進委員会	熊本市農水産業計画の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
14	熊本市青少年善行表彰選考委員会	模範となる善行を行った青少年（青少年で構成される団体を含む。）を表彰するため、候補者を審査する。

15	熊本市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する老人ホームへの入所措置等の要否について必要な事項を審議する。
16	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するため、必要な事項を審議する。
17	熊本市自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会	自立支援医療費（精神通院）の支給認定の適否及び精神障害者保健福祉手帳の障害等級について必要な事項を審議する。
18	熊本市技能者表彰選考委員会	熊本市優秀技能功労者及び優秀青年技能者の表彰並びに熊本市優秀技能者の特別表彰を行うため、被表彰者の選考について審議する。
19	熊本市新製品・新技術研究開発助成事業審査会	熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金の交付を受ける者を決定するため、提出された事業計画書を審査する。
20	県営梅洞地区経営体育成基盤整備事業換地委員会	県営梅洞地区経営体育成基盤整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
21	県営小島地区農地集積加速化基盤整備事業換地委員会	県営小島地区農地集積加速化基盤整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
22	熊本市都市マスタープラン策定委員会	本市の都市計画に関する基本的な方針を策定するため、必要な事項を審議する。
23	桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会	桜町地区及び花畑地区に挟まれる旧市道桜町紺屋今町第1号線の区間における空間の一体的な整備、利活用及び継続的な運営の方法等に関する事項を審議する。
24	財政局指定管理者候補者選定委員会	財政局が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者の選定及び適正な管理運営の履行の確保（以下「指定管理者候補者選定等」という。）について、必要な事項を審査する。
25	健康福祉局指定管理者候補	健康福祉局が所管する公の施設の指定管理者候補者選

	者選定委員会	定等について、必要な事項を審査する。
26	環境局指定管理者候補者選定委員会	環境局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
27	都市建設局指定管理者候補者選定委員会	都市建設局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
28	北区役所指定管理者候補者選定委員会	北区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
29	熊本市地球温暖化防止活動推進センター指定法人選考委員会	熊本市地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選考について審議する。
30	健康くまもと21推進会議	健康くまもと21基本計画等の総合的かつ計画的な推進を図るため、その進捗状況等について報告を受けるとともに、必要な事項を協議する。
31	県営甲畠口地区農地整備事業換地委員会	県営甲畠口地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
32	熊本市住宅審議会	本市の住宅政策に関する重要事項について調査し、審議する。
33	熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
34	熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
35	熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
36	熊本市南区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市南区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
37	熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事

		業について審査する。
38	熊本市市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会	熊本市市民活動支援センターの運営業務に係る受託事業者の選考について審議する。
39	熊本市発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会	熊本市発達障がい者支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。
40	熊本市障がい者相談支援事業受託事業者選考委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の規定により本市が実施する熊本市障がい者相談支援事業に係る受託事業者の選考について審議する。
41	県営会富地区農地整備事業換地委員会	県営会富地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
42	熊本市多核連携都市推進協議会	人口減少・超高齢社会への対応を目的とした多核連携都市の形成を推進するため、都市機能及び居住の将来の在り方及び課題等について協議する。
43	文化市民局指定管理者候補者選定委員会	文化市民局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
44	熊本市メディカルコントロール協議会	病院前救護における救急業務の質の維持及び向上のため、救急体制の整備、救急活動の指針及び検証等について必要な事項を協議する。
45	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略検証委員会	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略の進捗を検証し、及び改善を図るため、必要な事項を審議する。
46	熊本市ひきこもり支援センター運営事業受託事業者選考委員会	熊本市ひきこもり支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。
47	熊本市生物多様性推進会議	熊本市が策定する生物多様性地域戦略の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
48	政策局指定管理者候補者選定委員会	政策局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

49	経済観光局指定管理者候補者選定委員会	経済観光局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
50	農水局指定管理者候補者選定委員会	農水局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
51	熊本市災害義援金配分委員会	災害に係る義援金を被災した市民に公平かつ効果的に配分するため、必要な事項を協議する。
52	熊本市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するため、専門的見地から災害と死亡又は障害との因果関係等について審査する。
53	熊本城災害復旧事業受託事業者選考委員会	熊本城災害復旧事業のうち高度な技術を要するものに係る受託事業者の選考について審議する。
54	熊本市有害鳥獣駆除隊選定委員会	熊本市有害鳥獣駆除隊の選定について、必要な事項を審議する。
55	熊本市液状化対策技術検討委員会	平成28年熊本地震に起因する地盤の液状化により著しい被害を受けた地域に対する液状化対策に関し必要な技術的事項について、調査し、審議する。
56	熊本市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。
57	熊本市特定空家等措置審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等及び熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）に規定する空家外家屋に係る勧告、命令、代執行等に関し必要な事項を審議する。
58	熊本市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。
59	県営宇土開地区農地整備事業換地委員会	県営宇土開地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
60	熊本市歴史まちづくり協議会	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、

		歴史的風致維持向上計画の策定、変更及び推進に関し必要な事項を協議する。
61	水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会	水前寺江津湖公園の利活用及び保全に関する計画の策定及び進行管理を行うため、必要な事項を審議する。
62	熊本城文化財修復検討委員会	熊本城災害復旧事業の円滑な推進を図るため、文化財の修復に関し必要な技術的事項について審議する。
63	県営元三・木部地区農地整備事業換地委員会	県営元三・木部地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
64	熊本市駐車場適正配置検討委員会	本市の自動車駐車場の配置の適正化を推進するため、必要な事項を審議する。
65	熊本市街路樹再生計画策定委員会	熊本市街路樹再生計画を策定するため、必要な事項を審議する。
66	熊本市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者の選定について、必要な事項を審議する。
67	西区旧学校利用施設利活用候補者選定委員会	西区内の旧学校利用施設の一部を利活用する候補者の選定等について、必要な事項を審議する。
68	産業用地整備検討審査会	産業用地の整備に係る候補地の検証、事業の手法及び事業者の選考について協議する。
69	熊本市市役所改革推進委員会	市役所改革プランの円滑な推進を図るため、その進捗状況について報告を受けるとともに、必要な事項を協議する。
70	熊本市生活困窮者自立支援関連事業受託事業者選考委員会	熊本市生活困窮者自立支援関連事業に係る受託事業者の選考について審議する。
71	SNSを活用したところの悩み相談業務受託事業者選考委員会	SNSを活用したところの悩み相談等業務に係る受託事業者の選考について審議する。
72	熊本市観光振興推進協議会	本市の観光振興に関する戦略の策定及び進行管理等を行うため、必要な事項を審議する。

73	熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会	子どもの自殺について、当該事案の経緯を調査するとともに、再発防止策を検討する。
74	熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議	本庁舎等の整備の在り方について、必要な事項を審議する。
75	水前寺・立田山断層調査検討委員会	水前寺・立田山断層調査の実施に関し、必要な技術的事項について審議する。
76	熊本市動植物園マスタープラン推進会議	熊本市動植物園マスタープランの着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を協議する。
77	熊本市河川整備計画策定委員会	本市が管理する河川に係る河川整備計画を策定するため、必要な事項を審議する。
78	旧植木温泉福祉交流館利活用候補者選定委員会	旧植木温泉福祉交流館を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。
79	熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会	熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
80	熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等の対策その他の熊本西環状道路及びその周辺の地盤に関する対策について、必要な技術的事項を審議する。
81	熊本市移動等円滑化推進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成及び実施に関し必要な事項を協議する。
82	熊本市総合計画審議会	熊本市第7次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画の策定について、必要な事項を審議する。
83	熊本城復旧基本計画検証委員会	熊本城復旧基本計画に基づく事業の検証を行い、計画の見直しに必要な事項を審議する。
84	熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	新型コロナウイルス感染症に係る感染状況、医療提供体制等の評価を行うとともに、本市の対策等について、必要な事項を審議する。
85	熊本市緑の基本計画推進委	熊本市緑の基本計画の着実な推進を図るため、その評

	員会	価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
86	熊本市健全な森づくり推進協議会	熊本市健全な森づくり推進計画の着実な推進を図るため、必要な事項を協議する。
87	熊本駅西土地地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議	熊本駅西土地地区画整理事業地内で発生した擁壁等の変状について、発生原因の調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。
88	熊本市営住宅整備事業者選定審議会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく市営住宅整備事業を実施する民間事業者の選定について、必要な事項を審議する。

## 2 上下水道事業管理者の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市上下水道事業運営審議会	上下水道事業の経営の在り方、事業の方向性等を総合的に審議する。
2	上下水道局指定管理者候補者選定委員会	上下水道局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

## 3 交通事業管理者の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市交通局外側広告審査会	カラー広告電車の広告内容、デザイン及び色彩について審査する。
2	熊本市交通事業運営審議会	交通事業の運営について必要な事項を審議する。

## 4 病院事業管理者の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市病院事業運営審議会	病院事業の運営について必要な事項を審議する。

## 5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会	史跡としての国の指定を目指す等のため、旧鹿本郡植木町の区域内に存する西南戦争遺跡群について、調査し、審議する。

2	教育委員会指定管理者候補者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
3	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第28条第1項に基づく調査を行う。
4	熊本市教科用図書選定委員会	小学校及び中学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。
5	熊本市国指定史跡保存活用計画策定委員会	本市が管理する文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡（塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。）の保存活用計画を策定するため、必要な事項を審議する。
6	熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会	地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関して検討する。
7	熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会	特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。
8	市立高等学校等改革検討委員会	市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校において、その独自性と専門性を高めるとともに、質の高い教育を実現するため、必要な事項を審議する。
9	熊本市教育の情報化検討委員会	市立学校において、情報通信機器の活用による教育の情報化を推進するため、必要な事項を審議する。
10	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。
11	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。
12	市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。
13	市立学校における医療的ケ	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び

	ア運営協議会	生徒に関する総括的な管理体制について協議する。
14	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。